

水道料基本料金の負担を軽減します！

令和5年4月から令和9年3月までの5年間、使用量に応じて負担軽減を行います。

■基本料金を4 m³まで20% (368円)、5 m³以上を10% (184円) の負担軽減

使用水量	現行	改正	軽減額
0～4 m ³	1,840円	1,472円	△368円
5～8 m ³	1,840円	1,656円	△184円

※超過料金は1 m³230円 (据置)

※別途、消費税、メーター使用料がかかります。

■対象

使用用途「家庭用」 ※家庭用以外の用途は対象外です。

■お願い

毎月お知らせしている検針票の裏面に《水道使用料表》を掲載しておりますが、しばらくは現行の検針票を使用しますので、下記のとおり、読み替えてご確認をお願いいたします。

○現行

種別	用途	基本料金 (1か月につき)		超過料金 1 m ³ につき	適用
		水量	料金		
専用	家庭用	8 m ³ まで	1,840円	230円	家事用

○令和5年4月以降

種別	用途	基本料金 (1か月につき)		超過料金 1 m ³ につき	適用
		水量	料金		
専用	家庭用	4 m ³	1,472円	-	家事用
		5から8 m ³	1,656円	230円	

コンビニ・スマートフォンアプリで公共料金が納付可能になりました

令和5年4月から木古内町の公共料金が全国のコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ（以下コンビニ等）で納付できるようになりました。

コンビニ等での納付は、休日や夜間でも納付することができ、手数料もかかりません。

コンビニ等での納付に対応した新しい納付書は4月から順次発行しますが、3月までに発行された従来の納付書ではコンビニ等での納付はできませんのでご注意ください。（一部は6月、7月発行となります。）

また、これまでの金融機関や木古内町役場窓口に加えて、全国の郵便局・ゆうちょ銀行でも納付することができます。なお、コンビニの納付場所や利用できるスマートフォンアプリにつきましては納付書の裏面をご確認ください。

コンビニ等で納付できる公共料金

- ①上下水道料金
- ②住宅使用料等
- ③学童保育利用料
- ④後期高齢者医療保険料（普通徴収）
（7月発行分より）
- ⑤介護保険料（普通徴収）（6月発行分より）
- ⑥下水道受益者負担金（6月発行分より）

■お問い合わせ

上下水道料金、住宅使用料等、

下水道受益者負担金

建設水道課建設水道グループ ☎01392-2-3131

学童保育利用料、後期高齢者医療保険料

町民課住民グループ ☎01392-2-3131

介護保険料

保健福祉課介護福祉グループ ☎01392-2-2122

（木古内町健康管理センター）